

一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



令和元年6月

CONTENTS

	頁
◆政策協議会のご報告	2
◆理事会及び交付金運営委員会のご報告	2
◆青年部会「働くクルマ大集合」開催報告	2
◆G20大阪サミットの開催に伴う交通対策への協力について	3
◆夏の交通安全県民運動	4
◆飲酒運転防止の徹底について	4
◆不正改造車排除運動	4
◆安全性優良事業所 Gマーク評価申請 案内書配布と申請	6
◆運行管理者 基礎講習のご案内	6
◆運行管理者 一般講習のご案内	7
◆引越事業者の優良認定制度の申請について	7
◆引越講習(基本・管理者)開催について	8
◆軽油価格調査のお願い(5月購入分)	8
◆整備管理者 選任後研修のご案内	8
◆ドライバー研修テキスト改訂のご案内	9
◆国交省 輸送安全規則一部改正 乗務記録に荷役作業の内容 が追加されました	9
◆中部運輸局三重運輸支局 優良事業所等表彰のお知らせ	11
◆締切間近 200days安全宣言ラリー 安全宣言事業所 募集	12
◆三重県 チャレンジ123 参加者募集について	13
◆トラック協会 チャレンジ123 参加費用の助成について	13
◆令和元年度 全ト協補完・燃料費対策融資制度のご案内	14
◆令和元年度自家用燃料供給施設整備支援助成 全ト協助成事業	15
◆熱中症を防ごう	16
◆令和元年度 通常総会の日程	16
◆新入会員様のご紹介	17
◆会員様の所在地変更等(会員名簿訂正)	17

～～ ご意見ご相談等をお寄せ下さい。 ～～

一般社団法人三重県トラック協会
http://www.santokyo.or.jp
TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



◆ 政策協議会のご報告

令和元年度第1回政策協議会を開催しました。

○政策協議会（支部長会）

日 時 令和元年5月15日（水）12:30～
出席者 小林会長ほか各支部長9名及び専務理事
令和元年度通常総会上程議案等について
ご協議頂きました。



◆ 理事会及び交付金運営委員会のご報告

日 時 令和元年5月22日（水）12:30～
場 所 プラザ洞津 2階

上記日時において、理事21名（総数25名）、監事2名、青年部1名出席のもと、開催されました。

開催にあたり、小林会長より、「本日は、令和元年度通常総会上程議案についてご検討頂きたい」等の挨拶を行った後、議案の審議に入り、事務局より引き続き報告事項の説明を行いました。全ての議案について異議なく承認されました。



☆三重県トラック協会関係

【議事事項】

- 第1号議案 第43回近代化融資第2次分推薦について
- 第2号議案 平成30年度事業報告及び公益目的支出計画実施報告書について
- 第3号議案 6月19日（水）通常総会上程議案について
- 第4号議案 その他
 - ・令和元年度通常総会の開催要領について
 - ・運転者表彰規定に基づく被表彰者の決定について
 - ・定款23条に定める協会長・専務理事の業務執行状況報告

【報告事項】①危機管理に備えた会館建設等の取組について
②今後の行事日程について

★陸災防三重県支部関係

【議事事項】

- 第1号議案 平成30年度事業報告書・収支決算書・貸借対照表・財産目録承認について
- 第2号議案 令和元年度事業計画（案）・収支予算（案）について

◆ 青年部会「働くクルマ大集合」 開催報告

4月29～5月6日に鈴鹿サーキットのイベント「働くクルマ大集合」にて、車両の実演パフォーマンス、展示などを実施いたしました。

車両の運転席への搭乗体験には、8日間で約6万人にご来場いただきました。

5月4日にはイベント参加車両によるレーシングコースでのパレードがあり各車両がコースを走行しました。



◆ G20大阪サミットの開催に伴う交通対策への協力について

6月28日から29日までの間、大阪市において「G20大阪サミット」が開催されます。開催に伴い、主要な高速道路において大規模かつ長時間の交通規制が実施され、交通混雑が予想されることから、三重県警察より、対象地域等への自動車の乗り入れの自粛について、協力依頼がございましたので、ご協力いただきますようお願いいたします。

交通総量抑制対策の対象期間及び地域等

1 対象期間

令和元年6月27日（木）から同月30日（日）までの間

2 対象地域等

(1) 高速道路等

関西国際空港連絡橋	全線
関西空港自動車道	全線
阪神高速道路1号環状線	全線
阪神高速道路2号淀川左岸線	全線
阪神高速道路3号神戸線	西宮IC～阿波座JCT
阪神高速道路4号湾岸線	全線
阪神高速道路5号湾岸線	全線
阪神高速道路6号大和川線	全線
阪神高速道路11号池田線	神田IC～中之島JCT
阪神高速道路12号守口線	全線
阪神高速道路13号東大阪線	西船場JCT～東大阪JCT
阪神高速道路14号松原線	全線
阪神高速道路15号堺線	全線
阪神高速道路16号大阪港線	全線
阪神高速道路17号西大阪線	全線

(2) 一般道路

大阪市内、大阪国際空港周辺（豊中市・池田市）、りんくうJCT
及び関西国際空港周辺（泉佐野市）



◆ 夏の交通安全県民運動

夏はレジャー等による交通の流れ・量とも変化することに加え、開放感や暑さからの疲労により交通事故が多く発生します。

一人一人に交通安全思想の普及・浸透をはかり、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣づけ交通事故の防止を徹底して下さい。

期間 7 月 11 日(木)～ 20 日(土)

三重県交通安全県民運動 スローガン

思いやる やさしい心で 走る三重

～気持ち良い 運転マナーの ^{うま} 美し国～

重点項目

- ①高齢者と子どもの交通事故防止
- ②シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶

< チラシ >を
同封しました

◆ 飲酒運転防止の徹底について

今年に入り事業用トラックの飲酒による事故が全国で10件発生しております。国土交通省では、「事業用自動車総合安全プラン2020」において飲酒運転0をめざし、飲酒運転の根絶に取り組んでいます。このような中で事業用自動車による飲酒運転が行われていることは、運送事業の社会的信頼を失墜させ、これまで築き上げてきた信頼関係を崩壊させる悪質な行為であります。点呼時のアルコール検知器による確認を徹底することはもとより、運行中の飲酒や、遠隔地での残り酒での飲酒運転が行われないよう運転者に対して指導を徹底いただくようお願いします。

◆ 不正改造車排除運動

国土交通省は 毎年この時期を不正改造車排除強化月間としています。過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱す要因の一つとなっています。トラック運送業界としては、トラックに対象を絞り、不正改造車を排除する運動を展開しております。

会員各社におかれましては、次ページの**不正改造防止自主点検票**を活用し、現在の状況を確認していただきますようお願いします。
点検結果の報告は必要ありませんが、定期的に確認されることをお奨めします。

期 間 令和 元年 6 月 1 日(土)～ 令和 元年 6 月 30 日(日)

重点排除項目

- ・基準不適合のマフラー装着（切断・取り出し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等）
- ・タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し
- ・速度抑制装置の取外し、解除又は改造、変更
- ・シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け

基本排除項目

- ①前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- ②前面ガラスへの装飾板の装着
- ③灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに義務灯火器の取外し
- ④土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパの取外し・切断
- ⑤不正な二次架装
- ⑥不正軽油燃料の使用

整理番号

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	令和 年 月 日	点検の実施者	職責 氏名	
事業者名				
事業場名				

点検事項	点検内容		チェック欄	
			適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)
		従業員車両	無	有(台)
		販売車両	無	有(台)
		その他	無	有(台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断で使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーからの不正改造の依頼があった場合の拒否			

注1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。
 2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

◆ 安全性優良事業所 Gマーク評価申請 案内書配布と申請

1. 案内書配付

6月28日（金）まで（土・日祝日を除く）

三重県トラック協会本部（津）
ならびに 北部SC（四日市）でお渡ししています。

なお、「申請案内」は、全日本トラック協会HPからダウンロードも可能です。



2. 申請期間

7月1日（月）～**7月12日**（金）（土・日曜日は除きます）

9:00～17:00 三重県トラック協会（津）にて受付

申請される事業者様は、申請書類一式を津の三重県トラック協会本部までご持参下さい。

作成書類の内容を理解されている ご担当者様がお越しいただきますようお願いいたします。

また、後半での申請は大変混雑します。日数に余裕を持ってご提出下さい。

※ 今年度更新となる事業者様には、更新案内のハガキが全日本トラック協会から送られています。

※ 北部輸送サービスセンター（四日市）および各支部では、申請の受付はできません。

なお、手書き記入の複写式書類による申請は有料で 1,000円です。
WEB作成される場合は無料で申請できます。

◆ 運行管理者 基礎講習のご案内

運行管理者基礎講習は下記日程で開催される予定です。 5月末現在発表分

運行管理者試験の受験資格要件ならびに補助者の資格要件を満たす運行管理者基礎講習です。

運行管理者基礎講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構			同機構のホームページ 講習のご予約から お申込み下さい (11月以降の講習予約は 8月からとなります) 開催時期に合わせて、 順次予約が始まります
2019年	6/25(火)～6/27(木) 11/20(水)～11/22(金)	津 メッセウイングみえ 津 メッセウイングみえ	
2020年	1/22(水)～1/24(金) 1/28(火)～1/30(木)	四日市 北部輸送サービスセンター 四日市 北部輸送サービスセンター	

日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会			ローカルネットワークシステム 協同組合連合会のホームペ ージ → 基礎講習開催の ご案内 → 受講申込書で お申込み下さい
2019年	7/6(土)～7/8(月) 8/10(土)～8/12(月)	松阪地区輸送サービスセンター 伊賀地区輸送サービスセンター	

◆ 運行管理者 一般講習のご案内

運行管理者一般講習は下記日程で開催される予定です。 5月末現在発表分
下記の受講対象に該当する運行管理者の皆様はご予約いただきますようお願い申し上げます。

◇ 受講対象者

- ① 運行管理者に新たに選任された方
- ② 運行管理者として選任されている方で今年度の対象者（2年度に1度受講下さい）
- ③ 前回受講できなかった運行管理者の方

左記①～③のいずれかに該当する方は
受講して下さい

【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい】
今年度対象者は、前回の受講が29年度(2017年度)
の方 および2年度以上受講されていない方です。

運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は 【無料】 です

自動車事故対策機構		同機構のホームページ講習のご予約からお申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/ 開催時期に合わせて、順次予約が始まります※8/1より
2019年10/11(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	お問い合わせ先 ・独立行政法人 自動車事故対策機構三重支所 〒510-0085 四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8階 TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189
10/17(木)	四日市 北部輸送サービスセンター	
10/18(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
10/24(木)	津 メッセウイングみえ	
10/25(金)	津 メッセウイングみえ	
2020年 2/14(金)	津 メッセウイングみえ	
2/21(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会 ホームページ 一般講習開催のご案内から 受講申込書でお申込み下さい
2019年 7/19(金)	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	お問い合わせ先 〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル2F TEL 052-589-2216 FAX 052-589-2276
7/20(土)	津 三重県トラック協会	
7/21(日)	伊賀 伊賀地区輸送サービスセンター	
7/28(日)	尾鷲 尾鷲研修センター	

ご注意

平成24年4月16日以降に選任届出された 運行管理者の方で、これまで一度も
基礎講習 を受講されたことがない場合は 基礎講習の受講が必要となります。

◆ 引越事業者の優良認定制度の申請について

公益社団法人全日本トラック協会が、安全・安心な引越サービスを提供する事業者を対象に 引越優良事業者として認定する制度です。

**今年度の「引越事業者優良認定」は
下記にて行われますのでご案内します。**



- ① 「安全・安心な事業者の見える化」
- ② 「コンプライアンスの向上」
- ③ 「引越における苦情やトラブルの防止」

上記①②③を目的に、認定事業者には優良事業者の証として **「引越安心マーク」** が交付されます。

◆ 申請書類の頒布（ネットでダウンロード）

令和元年5月8日(水)～8月5日(月)まで
申請書類を全日本トラック協会のHPからダウンロードしてください。(Excel版・PDF版)

◆ 申請期間（郵送受付） 当日消印有効

令和元年7月22日(月)～8月5日(月)で

＜申請書送付先及び問い合わせ先＞

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番5
公益社団法人 全日本トラック協会
引越事業者優良認定制度 申請受付 係
TEL 03-5925-8981 FAX 03-3354-1019



三重県トラック協会ホームページ
上記バナーからも全ト協にリンクします。

◆ 引越講習（基本・管理者）開催について

「引越 基本 講習」「引越 管理者 講習」を下記にて開催いたします。

なお、前ページにてご案内しております【引越事業者優良認定制度】の申請には引越管理者講習の修了者が1名以上在籍していることが認定要件となっています。

「引越 基本講習」 **8月1日** (木) 10:00～16:00 三重県トラック協会（津）

「引越 管理者講習」 **8月21日** (水) // 三重県トラック協会 北部輸送SC(四日市)

引越管理者講習 受講対象

平成17年度以降の「引越基本講習」修了者のみ受講できます。

※ 受講時期が到来の後、これまで再受講していない方も受講対象となります。

※ 平成28年度の管理者講習修了者は、再受講による3年毎の更新時期です。

更新

修了証に
次回受講時期が
【2019年度】
【平成31年度】
と表示されてい
る方は更新が
必要です



※「引越事業者優良認定」の申請に必要な「引越管理者講習」の 受講対象期間が 長くなりました ※

下記の期日までに受講すれば「引越事業者優良認定」の
申請資格を満たしていることになります。

- ◆新規申請：2019年11月15日まで（11月16日までに講習修了の報告書提出要）
- ◆更新申請：2020年 3月31日まで（3月31日までに報告書提出要）

引越講習 申し込み 詳細は 別紙
「引越講習開催のご案内」を ご確認ください。

報告書は
全ト協HPから
ダウンロード できます。



◆ 軽油価格調査のお願い（5月購入分）

4ヶ月毎の軽油価格調査にご協力をお願いします。

同封の調査用紙＜5月購入分の軽油価格＞に、ご記入いただき、**6月21日** (金) まで
にFAXにて返信いただきますようお願いします。
皆様から返信いただいた価格を集計し、7月上旬の郵便物で結果をご案内いたします。

◆ 整備管理者 選任後研修 開催のご案内

整備管理者選任後研修が下記により開催されます。※受講料無料

来月、詳細はご案内します

9月 6日 (金)	北部輸送サービスセンター	受付時間 13:00～ 研修時間 13:30～ 16:10
9月 17日 (火)	メッセウイングみえ	
10月 4日 (金)	北部輸送サービスセンター	
10月17日 (木)	メッセウイングみえ	
11月 8日 (金)	北部輸送サービスセンター	
12月 9日 (月)	メッセウイングみえ	
1月10日 (金)	北部輸送サービスセンター	
1月28日 (火)	メッセウイングみえ	

事前申込み不要
メッセウイングみえ
津市北河路町19-1
TEL 059-223-4655

北部輸送サービスセンター
四日市市新正4丁目8-8
TEL 059-353-4522

◆ ドライバー研修テキスト改訂のご案内

ご利用いただいております「トラックドライバー研修テキスト（10冊セット）」ですが、平成30年に各会員様にお届けした後の法改正に対応した内容に改訂を行いました。



改訂か所を別冊に記載し
同封しています。

*三重県での車両登録がある会員様のみに同封しています

10冊テキストとともに保管いただき、改訂内容をご確認のうえ ご使用下さい。

なお、テキスト全ページは全日本トラック協会ホームページにて公開していますので、印刷いただくことも可能です。また、冊子の販売についてもご案内しております。

全日本トラック協会ホームページ

事業用トラックドライバー
研修テキスト（会員専用）



→ 新聞「広報トラック」1面の左側に記載の「会員ログインパスワード」を入力（6/14まで **6698**、6/15～7/14 **3427**）→ 「事業用トラックドライバー研修テキスト」の公開について（2019年3月改訂版）へ

◆ 国交省 輸送安全規則一部改正 乗務記録に荷役作業の内容が追加されました

トラックドライバーの拘束時間適正化に向けて、国土交通省は5月10日、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」を公布し、6月15日に施行されます。

ドライバーの長時間労働については、長時間の荷待ちだけでなく、荷主との契約に定めがない荷役作業により「当初の運行計画が崩れる」ことも、拘束時間の超過を招く一因となっています。

貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条では、運転者ごとに、休憩または睡眠をした場合の地点・日時、荷待時間に関する事項等を記録するように定めていますが、今回、集貨または配達を行った地点で【積み込み、取卸しと 附帯業務（荷役作業など）を行った際】の記録について明記されました。

◇集貨または配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で **積み込み** もしくは **取卸し** または**附帯業務**（以下「荷役作業等」という）を実施した場合における次の事項についても、乗務記録の対象として新たに追加されました。

記録の対象

・令和元年6月15日施行

車両総重量8トン以上または最大積載量が5トン以上の車両に乗務した場合に限られるとともに、荷主との契約書に「実施した荷役作業等のすべてが明記されている場合」は、荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限られます。

記録する内容

- ① 集貨地点等
- ② 荷役作業等の内容ならびに
- ③ 荷主が①及び②の事項について確認した場合にあっては、その旨
- ④ ①及び②の事項について荷主の確認が得られなかった場合にあっては、その旨

※ 国交省が示す「記載例」や「デジタコでの記録方法」「Q&A」等、「新聞・広報とらつく」にてお知らせしています。（6/1号 参照）

荷待時間・荷役作業等記録書

◇日付 2019/ / () ◇担当ドライバー

到着時刻	:	集荷・納入場所	
指定時刻	:	◇待機の時刻（指定時刻ある場合、指定時刻から）	待機時間
荷役作業等の内容 1. 積込み（手積み・機械荷役） 2. 取卸し（手おろし・機械荷役） 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 横持ち 7. 縦持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. ()		開 始 : ~ 終 了 :	分
		◇積込/取卸の時刻（左の作業 1~2）	積込/取卸時間
		開 始 : ~ 終 了 :	分
		◇附帯業務の時刻（左の作業 3~11）	附帯業務時間
		開 始 : ~ 終 了 :	分
	(発・着荷主様)※ ご担当者サイン		
出発時刻	:	☐ 荷主側の確認が得られなかった ☐ 荷主側担当者が不在であった	

◇日付 2019/ / () ◇担当ドライバー

到着時刻	:	集荷・納入場所	
指定時刻	:	◇待機の時刻（指定時刻ある場合、指定時刻から）	待機時間
荷役作業等の内容 1. 積込み（手積み・機械荷役） 2. 取卸し（手おろし・機械荷役） 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 横持ち 7. 縦持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. ()		開 始 : ~ 終 了 :	分
		◇積込/取卸の時刻（左の作業 1~2）	積込/取卸時間
		開 始 : ~ 終 了 :	分
		◇附帯業務の時刻（左の作業 3~11）	附帯業務時間
		開 始 : ~ 終 了 :	分
	(発・着荷主様)※ ご担当者サイン		
出発時刻	:	☐ 荷主様の確認が得られなかった ☐ 荷主様担当者が不在であった	

※「(発・着)荷主様担当者」欄には、発地では荷出しの担当者様のサイン、着地では荷受けの担当者様のサインを記入して下さい。
 ※「待機した時間」「積込/取卸に要した時間」ならびに「附帯して行った業務」については、各々料金を定めています。

- * 別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
- * 契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が 1 時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

◆ 中部運輸局三重運輸支局 優良事業所等表彰のお知らせ

中部運輸局三重運輸支局の 令和元年度の優良事業所等表彰を募集します

下記の基準等に該当する会員様はご連絡をお待ちしています

6月21日(金)までに (TEL 059-227-6767)
お願いします

＜必要書類(様式1～4)をFAXさせていただきます＞
記入後書類の提出期限は令和元年7月2日(火)

■ 支局表彰規則 抜粋(トラック関係) ■

(表彰の事由等) ※ 一、二、のいずれかに該当すること。

一. 安全及び防災対策への貢献

イ 別表第1 に定める所定期間内において事故が皆無の事業者等。

「事故」とは次の事故で、当該事業者の責任に帰すべきものをいう。

運輸支局管内に使用の本拠を有するすべての事業用自動車に係る事故で、自動車事故報告規則第2条に該当するもの及び無免許(無資格を含む)運転による事故、飲酒運転による事故、事故の被害が大きく社会的道義的責任を有すると認められる事故、反復継続して発生した責任事故又は社会的責任が大であると認められる事故

二. 環境対策への貢献

イ 国の指定する低公害車を別表第3の基準以上導入している。

ロ 排ガス対策への積極的な取り組みを行っている。

ハ 資源の消費抑制・循環利用などにより環境への負荷の軽減に努め、大気汚染や騒音などによる地球環境対策への取り組み・支援等を積極的に行っていること。

(表彰の推薦) 表彰の推薦は、関係団体が行う。

① 事業等概要書(*様式3) ②無事故等報告書(*様式4) ③その他参考となる資料

■ 協会推薦基準等 ■

協会からの支局優良事業者等の表彰規則による表彰推薦は、次の各基準に該当する会員事業者に対して行うこととし、会員事業者は「願出書」(*様式1)により関係書類を添え提出する。

- (1) 支局表彰規則に定める諸要件等に該当すること。
- (2) 事業開始後3年を経過しており、その間、正常に協会加入していること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

① 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関「全日本トラック協会」が行う安全性優良事業所(Gマーク)に認定されている。(*本営業所又は統括管理拠点事業所において取得しており、推薦の時期において有効であること。)

② 左記①以外の事業者は、三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施した「巡回指導」において評価分類がA、B又はCである。

(*Gマーク認定期間中であっても、巡回指導があった場合は、その指導結果による。)

かつ、関係法令に基づく認可申請、届出、報告等が適正に行われており、社会保険等の手続き、加入等が適正に行われていること。(*様式2の誓約書による)

(4) 過去1年以内に、支局表彰規則に定める運転事故等を惹起していないこと、かつ、事業に関して運輸支局長若しくは、運輸局長の警告、事業用施設の使用停止以上の処分、運行管理者資格者証返納命令又は、整備管理者の解任命令を受けていないこと。

(推薦の可否決定) 協会推薦が出来ない場合は、願出事業者に対し該当基準を明らかにして通知します。

(表彰の時期) 表彰は、原則として毎年10月に行われます。

別表第1(自動車運送事業)

使用 車両数	業種別	所定期間
		貨物自動車 運送事業
10両まで		3年
11両～30両		3年
31両～50両		2年
51両～100両		2年
101両～300両		1年
301両以上		6月

備考

- 1 当該事業種別ごとの使用車両の数とする。
- 2 期間中使用車両の数に変更のあった場合は、期間満了日の使用車両の数に該当する期間とする。

別表第3(低公害車)

貨物 自動車 運送 事業	・保有車両が99両以下の事業者にあつては2両以上 ・100両以上事業者にあつては保有車両数の3%以上
-----------------------	---

備考 端数は小数点第1位を四捨五入して得た両数とする

◆ 締切間近 200days 安全宣言ラリー 安全宣言事業所 募集

チャレンジ123 **+Plus77** / 200days 安全宣言ラリー

とりくみ **7/1**から 200日 事故・違反0 を続けてください

・7/1~10/31=123日 & 11/1~1/16=77日 合計200日

参加申込み 締切

6/28(金) トラック協会に必着で



申込み受付中

★ 参加の皆様は トラッコカレンダー「安全宣言シート」に署名いただき、シートの下半分（会社名と参加者の署名部分）を 6/28 までに トラック協会へ FAXでお送りください。

★ トラッコカレンダー「安全宣言シート」の入手方法 ①5月中旬にお届けした郵送物に同封しています。
②または ③三重県トラック協会HPよりダウンロードできます
③トラック協会へご連絡ください ③TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095

エントリー 特典

◇ 全員に車両貼付用SafetyDrive
トラッコステッカーを贈呈します。

◇ さらに**6/28**までに「安全宣言シート」
で署名エントリーいただいた 5,000名 様に
①②③いずれかが
抽選で当たります。



① スマートフォン充電
大容量 12000mA/h
モバイルバッテリー
900名様



② 2つ折
クリップファイル
+
トラッコボールペン
2000名様



③ LED付 スマホスタンド
タッチペン & ボールペン
2100名様

参加無料

抽選は営業所単位でおこないます。
当選のご連絡は 7月上旬の予定です。

- ・ 営業所単位でのチーム制です。1枚に12名署名できます。参加人数制限はありません。
- ・ 用紙が不足の場合は、コピーしてご利用下さい。 また、社員様の人数に応じ12名未満もOKです。
- ・ 「無事故・無違反200日」達成で、表彰状を贈呈します。

＊事故・違反の有無を カレンダーに記録してください。

無事故・無違反の申告ルール 自主申告です

- ・ 事故 → 軽微な物損事故で、損害額1万円以下は、事故なし で記録します。
- ・ 違反 → 交通違反による切符の交付の有無で 違反の有無を判断し記録します。
- ・ 「安全宣言200days」と「三重県のチャレンジ123」は、別の取組み企画ですが「両方」参加頂くことをお勧めします。「チャレンジ123」の参加は別途のお申込みが必要で、こちらも6/28締切です。

◆ 三重県 チャレンジ123 参加者募集について

三重県では、交通マナーの向上と交通事故防止を目的に、3名1チームで123日間の無事故・無違反の達成を目指す「無事故・無違反チャレンジ123」を実施しています。

「安全宣言事業所 200days 安全宣言ラリー」とともに参加をおすすめします。詳細案内と参加申込み用紙は5月発送に同封しました。チームを作ってご参加下さい。



募集期間 2019年5月1日(水)～6月28日(金)

チャレンジ期間 2019年7月1日(月)～10月31日(木)

参加申込み 〒514-8570 津市広明町13
三重県環境生活部くらし・交通安全課内
チャレンジ実行委員会事務局

お問合せ TEL 059-224-2410
FAX 059-228-4907

3名で1チームとなります。
注：同一人物が複数チームに参加はできません。

- ・全員に参加記念品の贈呈があります。
- ・達成チームは抽選会の対象となり、当選チームには賞品が贈られます

- ①参加申込書に必要事項を記入
 - ②参加料金を郵便局にて振り込み（6月28日までに）
 - ③参加申込書と振替払込請求書兼受領証を実行委員会事務局に送付（6月28日消印有効）
- ※ 申込用紙には必ず申込者本人の 押印 をお願いします（サイン不可）

※ **チャレンジ**の参加と 下記の**助成金**申請は **申込み先が違います**。お気を付けください。

◆ トラック協会 チャレンジ123 参加費用の助成について

トラック協会では、上記の三重県主催 2019年度「無事故・無違反チャレンジ123」に賛同し、参加費用の一部を助成します。

助成申請書(ブルー紙)は5月の発送に同封しました

★ 三重県へ参加申込み後に、トラ協に助成金申請をしてください ★



トラック協会への

助成金申請

- ①助成申請書（ブルー紙）に、必要事項を記入
- ②「チャレンジ123」の参加費用の振込票（写）を貼付
- ③トラック協会に郵送してください。

助成金申請 締め切り 2019年7月12日(金)

- ◆ 参加費用 3,000円の半額（1,500円）を助成します。
- ◆ さらに助成申請した達成チームには、トラック協会から表彰状と記念品を贈呈します。

※ 助成金に申込みする参加チームは、**会員事業所の三重県内で運送事業に従事している方が対象です。**

（協会へご報告いただいてます従業員数が参加人数の上限です）



助成金の申請書は トラック協会 に ご郵送ください。

〒514-8515 津市桜橋三丁目53-11 （一社）三重県トラック協会 総務部

◆令和元年度 全ト協補完・燃料費対策融資制度のご案内

全日本トラック協会では事業規模が1億円以上の大規模投資を行う際や、三重県トラック協会の限度額を超えて車両の導入を行う際に、利子補給を行うことにより低金利で設備投資資金の融資が受けられる融資制度を設けています。

融資対象物 **平成31年4月1日～令和2年3月31日**までに実施するもの

補完融資

投資金額が1億円以上の下記資金

- ①トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - a 近代化・合理化のための事務機器等の設置購入資金
 - b 設備の「補修・改修」資金
- ②人材確保及び生産性向上のための設備
 - a 福利厚生施設の整備資金
 - b 荷役機器購入資金 ※車両購入及び改造は除く

燃料費対策融資

三重県トラック協会の限度額3千万円を使用（申込）済みの会員

- ①ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両
車両識別記号がT, S, Q、2等から始まる車で2桁目がC,D以外の車両
※融資対象となるのは車両代(税込)です。登録諸費用等は対象外です。
- ②自家用燃料供給施設整備に必要な資金

融資条件等

種 類	補完融資	燃料費対策融資
予 算	30億円	40億円
融 資 利 率	1.0% (R1.5.30 現在)	
利子補給率	0.3%	
実 質 金 利	0.7% (R1.5.30 現在)	
償 還 期 間	10年以内	5年以内
公 募 期 間 予算に達し次第終了	6月17日（月）から 11月29日（金）まで	7月1日（月）から 9月30日（月）まで
限 度 額	投資額の30%以内(上限5億円) ただし、投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円	2千万円

必要書類

下記申込書類を 三重県トラック協会 へ提出下さい。

- ①融資推薦申込書(資金使途・担保・組合加入状況等)
※商工中金へ出資している組合に加入(未加入の場合は加入予定)が条件です。
- ②企業要項(資本金・規模・従業員数・業績2期分・取引銀行等)
- ③事業計画書(計画概要・借入金額等)
- ④承諾書

協会HPより
ダウンロードして
ください

【添付書類】

*【設備等の内容が分かる書類】

- 【土地購入の場合】公図、所在地図、契約書、造成工事の注文書又は見積書
- 【建物の場合】平面図、所在地図、契約書又は見積書
- 【その他・車両等】注文書又は見積書

*【返済予定表など借入がわかる書類】(つなぎ融資の場合のみ)

※つなぎ融資は対象金額分のみを手形か当座借入にて行ってください。



お問合せ先: 三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767

◆ 令和元年度自家用燃料供給施設整備支援助成 全ト協助成事業

軽油供給施設の新設もしくは軽油専用タンクの増設を行う場合にその費用の一部を全日本トラック協会が助成します。

【助成対象】 会員事業者・協同組合が①軽油タンクの新設 ②増設・増設を伴う代替を行い
平成31年4月1日～令和2年2月29日までに市町村(各市町村地区消防組合等)より
危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、支払を完了するもの

ただし、交付申請は1施設・1基1回限り（新設か増設のどちらかのみ）

また、過去（H20～26年度及び28～30年度）に同事業による助成金を受けた会員と
協同組合・連合会は対象外となります

	①新設	② 増設 増設を伴う代替
助成金額	100万	30万
危険物取扱所設置許可書	設置許可書	変更許可書
注意	貯蔵する油種のうち軽油 が1/2以上であること	軽油の貯蔵量が増設前 と比べて増加すること

【申請期間】 令和元年8月1日(木)～令和元年10月31日(木) ※予算に達し次第終了となります

【申請の流れ】

市町村より設置許可交付 → 工事施工契約 → 助成金申請 → 全ト協から交付決定通知 →
市町村より完成検査済証交付 → 実績報告提出 → 助成金交付

【申請書類】（提出部数1部） ※会員事業者と協同組合・連合会では一部様式が異なります

助成金 申請時	①（様式1）自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書 ※協同組合は（様式3） ②施設工事契約書（写）または注文書・注文請書（写）または割賦販売契約書（写） ③危険物取扱所の設置許可（変更）申請書（写）及び許可（変更）書（写） ④（様式4）大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書
実績 報告時	①（様式6-1）自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書 ※協同組合は（様式6-3） ②施設整備に伴う図面（全体の概要図・平面図・立面図・所在地の記載を含む周辺地図） ③工事費用請求書及び明細書（写） 平面図はタンク容量・油種が記載してあること ④対象経費の支払いが完了していることを証する書類（領収証・賦払金支払明細表(写)など） ⑤危険物取扱所の完成検査済証（写） ⑥工事施工前・施工中・完成後の写真（それぞれ施設全体が把握できる写真）

申請用紙については、下記ホームページからダウンロードしてください

【提出先】 会員は三ト協へ提出 （一社）三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767
組合は直接全ト協へ提出 （公社）全日本トラック協会 経営改善事業部 TEL 03-3354-1056

詳細は、全日本トラック協会のホームページをご確認ください

全ト協 軽油供給施設2019 → 検索

http://www.jta.or.jp/keieikaizen/yushi_jyosei/keiyu_kyokyushisetsu19/keiyu_kyokyushisetsu19.html

◆ 熱中症を防ごう

夏の暑い季節の到来です。特に、高温・多湿の環境で、思うように体温調節ができないと「熱中症」を引き起こしやすくなります。熱中症であっても自分でも症状に気付きにくく「このくらいの暑さなら大丈夫」と過信してしまうことで発生してしまいがちです。ご注意ください。



【Ⅰ度】(重症度…小)

- ・めまい・失神・立ちくらみ
- ・筋肉痛・筋肉の硬直・こむらがえり
- ・大量の発汗

【Ⅱ度】(重症度…中)

- ・頭痛・気分の不快
- ・吐き気・嘔吐・倦怠感
- ・虚脱感…体がぐったり力が入らない

【Ⅲ度】(重症度…大)

- ・意識障害・痙攣・手足がマヒ
- ・呼びかけに反応がおかしい
- ・ガクガクと引きつけ
- ・真っ直ぐに歩けない
- ・体が熱い「熱射病」

■ 熱中症予防 チェック方法

暑い中で手足がつったり、めまいや頭痛がきたら、手の親指の爪を上から押えて離してみましょう。

白くなった部分がなかなか治らないなら、熱中症の疑い。具合が悪くなる前に体感温度を下げましょう。

■ 予防策は・・・

- ・日射を防ぐ・通風確保・扇風機の風を受ける
- ・手や顔を洗って水で湿らせる
- ・冷たいものを摂取して体内から温度を下げる
- ・発汗の量に合わせた水分・塩分補給をする
- ・十分な休憩や睡眠を取りましょう

熱中症の応急措置

- ・経口補水液またはスポーツドリンクを飲む(味噌汁や梅干しの塩分も効果的)
- ・霧吹きで全身に水を浴びせ、気化熱によって冷やす
- ・冷たい缶ジュースや水まくらを腋の下、股などに当てて冷やす
- ・木陰や、クーラーの効いた涼しい場所で休む
- ・衣服を緩める

冷却と経口摂取による水分補給が基本

自力で水分摂取ができない場合、意識がない場合は 救急車をすぐに呼び 病院での点滴が必要となります。

塩分補給に このような商品も



「ランドアート 塩飴5兄弟」「大塚製薬 経口補水液 OS-1」「カバヤ 塩分チャージ タブレッツ」「キリンビバレッジ 世界のkitchenからソルティライチ」等

◆ 令和元年度 通常総会の日程



三重県トラック協会(本部)

日時 6月19日(水) 15:00~
場所 ホテルグリーンパーク津

総会の開催通知と出欠ハガキは

『総会資料・会員名簿』と一緒に6月5日に郵送致しました。

出欠ハガキは6月12日(水)までにご返送くださいますようお願い致します。

◆ 新入会員様のご紹介

会 員 名	SAKURA運送(株)	T E L	059-333-7188
代表者名	高木 美千代	F A X	059-333-7188
支 部	北勢支部	規 模	車両5両、従業員7名
所 在 地	〒512-0921 四日市市尾平町3084番地1		

会 員 名	(株) 八	T E L	059-262-7110
代表者名	長濱 昭二郎	F A X	059-262-7130
支 部	津支部	規 模	車両10両、従業員10名
所 在 地	〒515-3132 津市白山町北家城1000番地		

◆ 会員様の所在地変更等(会員名簿訂正)

北勢支部	熊本交通運輸(株)	住所/〒512-1203 四日市市下海老町372-3
	(株)三輪	退会
鈴鹿支部	三重センコーロジ(株)	代表者/小木曾 敏行
津支部	(株)ジェイトップ	住所/〒514-0817 津市高茶屋小森町2892-62
		TEL/FAX 059-235-2550
松阪支部	(株)中西運輸	代表者/中西 昭如
	三重海運(株)	代表者/橋本 正人
利用運送	ジェイサービス(株)	退会
三重県トラック事業協同組合		理事長/池畑 弘樹

* 協会に対するご意見ご相談等をお寄せ下さい。 *



三重県トラック協会 FAX 059-225-2095